

これだけは押さえよう！ 遺言書

弁護士 田島 寛之

スケジュール

- 1 はじめに
- 2 遺言書の種類とその特徴
- 3 遺言執行者について
- 4 遺言の活用事例、注意点
- 5 まとめ(税理士として)

自己紹介

【経歴】

1983年 奈良県斑鳩町生まれ(36歳)

2006年 早稲田大学政治経済学部卒

2008年 司法試験合格、翌年弁護士登録

2016年12月 たじま法律事務所設立

自己紹介

【専門分野】

相続、事業承継・再生

【著書】

『取締役の実務マニュアル』(新日本法規出版) 共著

『事件類型別弁護士実務六法』(新日本法規出版) 共著

『証拠・資料収集マニュアル』(新日本法規出版) 共著

【趣味】

足つぼ、赤身肉(「肉弁護士」でTwitterやっています)



たじま法律事務所

〒108-0074 東京都港区高輪 2-16-2 高輪 U501

03-6450-2497









なぜ私が遺言書について話すのか

バラバラになった家族をたくさん見てきた

税理士が遺言書の知識が必要な理由

一番身近な相談相手

2 遺言書の種類とその特徴

(1) 普通方式

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言
- ③ 秘密証書遺言

(2) 特別方式

- ① 危急時遺言
- ② 隔絶地遺言

(1)①自筆証書遺言 ※法改正

- 遺言者が自分で作る
- メリット
基本無料で手軽
- デメリット
無効リスク、遺言能力が争われる場合も

【法改正】

- ①財産目録をパソコン等で作成可能に
- ②法務局に遺言書を保管できるように(7/10～)
 - 形式のチェックをしてもらえる
 - 家裁の検認不要
 - 費用は3900円

(1)②公正証書遺言

- ・公証人が作成

- ・メリット

偽造や紛失リスクなし、遺言能力のリスク減少

- ・デメリット

手間と費用がかかる

(1) ③秘密証書遺言

- ・公証人に遺言書の存在証明のみ依頼
- ・メリット
遺言の内容を誰にも知られない
- ・デメリット
無効や紛失リスク、手間と費用がかかる

(2) 特別方式

① 危急時遺言

- 一般危急時遺言
- 難船危急時遺言

② 隔絕地遺言

- 一般隔絕地遺言
- 船舶隔絕地遺言

遺言書のポイント

- ①早めにきちんと準備して作成
- ②無用な争いを避けるために公正証書遺言
- ③家族信託との違い

スケジュール

- 1 はじめに
- 2 遺言書の種類とその特徴
- 3 遺言執行者について
- 4 遺言の活用事例、注意点
- 5 まとめ(税理士として)

3 遺言執行者について

- ・遺言書で必ず指定する(できれば専門家)
- ・財産と相続人の調査 → 遺言内容の執行

4 遺言の活用事例①

- ・相続人同士が揉めるのを防ぐ
ex 不動産がメイン財産、事業承継

※遺留分に注意

遺留分＝相続人に保証された最低限の財産

4 遺言の活用事例②

- ・相続人がいない場合

※遺言書がないと財産は国庫に帰属

まとめ(税理士として)

- ①遺言書のメリットをクライアントに伝える
- ②遺言執行者になることもおススメ
- ③専門家同士の連携

ご案内

- ・税理士向け法律顧問サービス『法プラス』
- ・その他各種お問合せ、ご相談は
h.tajima@tajima-lawoffice.comまで



- ・肉弁護士Twitterフォローはこちらから♪





たじま法律事務所

〒108-0074 東京都港区高輪 2-16-2 高輪 U501

03-6450-2497